

FASB による会計基準更新書案「顧客との契約から生じる収益 (Topic 606) : 発効日の延期」及び IASB による公開草案「IFRS 第 15 号の発効日 (IFRS 第 15 号の修正案)」に対する当委員会からのコメントレター

ASBJ 研究員 はら かん 原 寛

当委員会は、米国財務会計基準審議会 (FASB) から 2015 年 4 月に公表された会計基準更新書案「顧客との契約から生じる収益 (Topic 606) : 発効日の延期」(以下「FASB 公開草案」という。)に対して、2015 年 5 月 29 日付けでコメントレターを送付している。また、当委員会は国際会計基準審議会 (IASB) から 2015 年 5 月に公表された公開草案「IFRS 第 15 号の発効日 (IFRS 第 15 号の修正案)」(以下「IASB 公開草案」という。)に対して、2015 年 7 月 3 日付けでコメントレターを送付している。FASB 公開草案及び IASB 公開草案はともに FASB 及び IASB が共同で公表した新たな収益認識の会計基準に関して、主に 1 年間の発効日の延期を提案するものであった。

1. FASB 公開草案とそれに対する当委員会のコメントレターの要旨

FASB 公開草案では、Topic 606 の公表が発効日を決定した時点の想定よりも遅れたこと、Topic 606 のガイダンスを一部修正する提案を行うことが予定されていること、及び企業の適用準備が十分に進んでいないこと等を理由に、公開企業及び非公開企業の発効日をそれぞれ 1 年間延期する提案がされていた。現行の Topic 606 によると、公開企業の場合は、2016 年 12 月 15 日以降開始事業年度からの適用が要求されていたが、この提案によれば 2017 年 12 月 15 日以降開始事業年度からの適用が要求されることになる。また、公開企業及び非公開企業に対して当初の公開企業の発効日からの早期適用を認める提案が新たに行われていた。

当委員会からのコメントレターでは、本来、公表後に会計基準の発効日を延期することは、会計基準に対する信頼及び会計基準設定主体の権威を損ねる懸念があるため行うべきではないとしても、本件については、例外的な決定を正当化し得る説得力のある理由があると考えられるため、1 年間の発効日の延期を適切として、提案を支持している。

また、当初の公開企業の発効日からの早期適用を認める提案についても、仮にこれが認められない場合には、IFRS 第 15 号を従来の発効日から適用することを選択する報告企業が米国等に子会社を有している際に 2 つの異なる報告システムを稼働させる必要が生じることから、同提案を支持している。

2. IASB 公開草案とそれに対する当委員会のコメントレターの要旨

IASB 公開草案では、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」のガイダンスを一部修正する公開草案の公表が予定されていること、IFRS 第 15 号の公表が想定よりも遅れたこと、及び

Topic 606 との発効日のコンバージェンスは多くの関係者の便益になること等を理由として、FASB 公開草案と同様に、IFRS 第 15 号の発効日を 1 年延期する（ただし、早期適用は引き続き認める）提案がされていた。この提案によれば、2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から IFRS 第 15 号を適用することが要求されることになる。

当委員会からのコメントレーターにおいては、FASB 公開草案へのコメントと同様に、1 年間の発効日の延期を適切であるとして、提案を支持している。また、当初の経過措置に基づき IFRS 第 15 号の適用に向けて準備を整えていた企業に不利益が生じないように、IFRS 第 15 号の早期適用を引き続き認める提案にも賛成している。

3. FASB 及び IASB によるその後の審議

FASB 及び IASB は、FASB 公開草案及び IASB 公開草案に対してコメントレーターにおいて強い支持が示されたことを踏まえ、2015 年 7 月の会議において、本公開草案における修正提案どおり、両基準の発効日に関する修正を最終化することを決定している。